

第 7

群馬県繊維工業試験場

目 次

概要

1	所在地.....	7 - 3
2	沿革.....	7 - 3
3	設置等根拠.....	7 - 3
4	業務概要.....	7 - 3
5	施設の概要.....	7 - 4
6	組織.....	7 - 4
7	平成16年度の主な事業内容.....	7 - 5
8	試験研究について.....	7 - 6
9	収入・支出の状況.....	7 - 7
10	全国の工業系都道府県立試験研究機関のうち繊維分野の研究員数.....	7 - 9
11	群馬県の繊維産業政策及び繊維工業試験場の位置付け.....	7 - 10
12	国・都道府県・大学・民間等との役割分担.....	7 - 11

実地監査年月日

実地監査年月日.....		7 - 12
--------------	--	--------

監査結果

(入札及び随意契約制度は関係法規に従い有効かつ適切に運用されているか)

(平均落札率等の概要).....		7 - 12
(意見)		
1	同一業者の連続落札について.....	7 - 12
2	業務委託契約書の再委託禁止条項について.....	7 - 13
3	入札手続書類の保存について.....	7 - 13
4	契約条件の変更について.....	7 - 13

(施設設備及び備品の管理は関係法規に従い適切に行われているか)

(施設設備及び備品の概要).....		7 - 14
(監査結果・指摘事項)		
5	必要がなくなった物品について(共通).....	7 - 14
(意見)		
6	備品の現品確認の記録保存について.....	7 - 16
7	機器利用状況の把握について(共通).....	7 - 16
8	情報・技術交流センターの利用状況について.....	7 - 18
9	火災共済付保状況について(共通).....	7 - 19

(利用者に必要な金額を負担させているか)

(意見)

- 1 0 受託研究における受託料の積算について(共通) 7 - 20
- 1 1 受託研究における受託料の算定方法の見直しについて(共通) 7 - 21
- 1 2 県外企業等に対する受託料設定について 7 - 21

(研究課題の設定、研究成果の評価及び開示が適切に行われる仕組みになっているか)

(課題設定・研究成果に関する評価等の現状) 7 - 22

(意見)

- 1 3 研究課題の選定および評価制度の確立について 7 - 23
- 1 4 研究成果の調査、分析について(共通) 7 - 23

(試験研究機関の運営は設置目的に沿って行われ、かつ効率的に運営されているか)

(意見)

- 1 5 中長期計画について(共通) 7 - 24
- 1 6 外部資金の導入について(共通) 7 - 24
- 1 7 評議会(試験研究機関運営の諮問会)の必要性について(共通) 7 - 25
- 1 8 人事面の施策について(共通) 7 - 25
- 1 9 研究職員の育成について(共通) 7 - 26
- 2 0 業務の効率化の追求について(共通) 7 - 26
- 2 1 試験研究における計画策定及び進捗管理について(共通) 7 - 27
- 2 2 試験研究に係る作業工数の把握及び分析について(共通) 7 - 28
- 2 3 光熱水費節減について(共通) 7 - 28
- 2 4 行政コスト計算書の活用について(共通) 7 - 28
- 2 5 研究課題別原価計算について(共通) 7 - 30
- 2 6 研究成果の普及について(共通) 7 - 32
- 2 7 県立 8 試験研究機関の連携強化について(共通) 7 - 33
- 2 8 繊維工業試験場の今後のあり方について(共通) 7 - 34

群馬県繊維工業試験場

概要

1 所在地

桐生市相生町五丁目46番地 1

2 沿革

明治38年	染織業の改善発展を図るため、伊勢崎市に群馬県工業試験場を開設
大正3年～	群馬県物産陳列館伊勢崎支所、桐生図案調整所、伊勢崎図案調整所、伊勢崎図案研究所、群馬県繊維工業原料検定所桐生支所等の組織改編・改称を経て
大正10年	群馬県工業試験場の設置に伴い、群馬県工業試験場桐生分場、群馬県工業試験場伊勢崎分場となる
昭和11年	群馬県桐生工業試験場、群馬県伊勢崎工業試験場に改称
昭和12年	群馬県桐生機業補導所、群馬県伊勢崎機業補導所に改称
昭和19年7月	群馬県繊維科学研究所が発足（統合・前橋市）
昭和25年9月	群馬県繊維科学研究所桐生支所を設立
昭和31年4月	群馬県立桐生繊維工業試験場に改称
昭和32年2月	群馬県立伊勢崎繊維工業試験場を設立
昭和32年11月	群馬県桐生繊維工業試験場、群馬県伊勢崎繊維工業試験場に改称
昭和52年4月	桐生・伊勢崎両繊維工業試験場を統合し、群馬県繊維工業試験場（以下「繊維工業試験場」という。）として発足（桐生市）
平成11年10月	情報・技術交流センターが発足

3 設置等根拠

群馬県行政組織規則（昭和32年10月31日規則第71号）において、繊維工業試験場の業務内容を次のように規定している（平成17年3月31日現在）。

第四十六款 繊維工業試験場

（業務）

第百三十八条 繊維工業試験場は、繊維工業に関する研究開発、技術支援、情報提供及び人材育成の業務を行う。

4 業務概要

繊維関係中小企業の振興と活性化を図るため、特に技術面からの支援を行い、業界の新製品開発技術の向上、新分野進出技術の開発、人材育成（後継者育成）等の諸課題に対応することを目的に次の業務を実施している。

- (1) 技術研究...織り編み、染色、繊維物性、化学、デザイン等の研究を行う。
- (2) 依頼試験・依頼加工...各種依頼試験・依頼加工を受託する。

- (3) **技術指導・技術相談**...技術講習会、研究会等の開催、技術相談を行う。
- (4) **人材育成**...後継者育成、従業員教育のための技術研修を行う。
- (5) **情報提供**...技術情報の収集・発信及び技術交流を推進する。

5 施設の概要

(1) 土地 9,219m²

地番	桐生市相生町五丁目 46 番地 1	桐生市相生町五丁目 51 番地 1
地目	宅 地	
面積	6,678 m ²	2,540 m ²
取得	桐生市長から無償借受	
借受契約期	平成 15 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで	

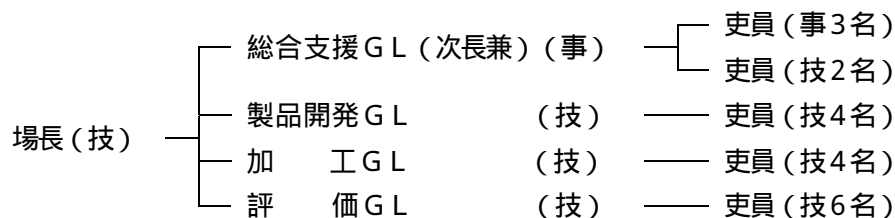
(2) 建物 (非木造) 5,404m²

主な施設

管理棟 (1,863m²)、研究棟 (2,619m²)、ボイラー棟 (55m²)、車庫 (52m²)、曝気槽室 (44m²)、脱水機室 (27m²)、薬品庫 (3m²)、高圧ガス容器置場 (4m²)、情報・技術交流センター本館 (685m²)、倉庫 (13m²)、自転車置場 (32m²)

6 組織

(1) 組織図 (平成17年3月31日現在、括弧内は職員数)



(注) 技は技術職、事は事務職の略であり、GLはグループリーダーの略である。

(2) 担当業務内容 (平成17年3月31日現在)

総合支援グループ

- 1 庶務に関すること。
- 2 場の企画運営に関すること。
- 3 技術相談及び技術支援の企画調整に関すること。
- 4 情報、デザイン及び人材育成に関すること。
- 5 情報・技術交流センターの管理に関すること。

製品開発グループ

- 1 新製品開発及び技術の応用に関すること。
- 2 編織製造技術及び準備工程技術についての研究開発及び試験に関すること。

加工グループ

- 1 染色、加工及び整理仕上げについての研究開発及び試験に関すること。

評価グループ

1 繊維素材、消費科学及び性能評価についての研究開発及び試験に関すること。

(3) 最近5カ年の職員数の推移（各年度3月31日現在）（単位：人）

職 種	平12年度	平13年度	平14年度	平15年度	平16年度
研 究 職	23	23	23	22	20
行 政 職	4	4	4	5	4
嘱 託	4	4	4	4	3
臨 時 職 員	2	3	3	3	2
合 計	33	34	34	34	29

7 平成16年度の主な事業内容

(1) 繊維技術情報収集指導事業【決算額：4,834千円】

- ・ 繊維情報・資料を収集し、情報誌、ホームページ（アクセス件数：11,000件）や施設公開等で内容を提供した。
- ・ 繊維事業者を対象に講演会・講習会（参加数：241名）を実施した。
- ・ 受託研究（10テーマ）・プロジェクト研究（4テーマ）を実施した。
- ・ 専門技術研修（3課程・26名参加）を実施した。

(2) 繊維製品開発研究指導及びコンピュータ織物創作研究事業【決算額：6,337千円】

- ・ 県産シルクを用いた製品開発を行い、展示会出品及び技術相談に対応した。
- ・ 生糸の新規利用技術の基礎データ収集を行った。
- ・ 依頼試験・依頼加工（408件）及び技術相談による企業支援を行った。
- ・ 各種天然素材を用いた新製品の開発を行った。
- ・ 各種試験の結果をもとに企業支援を行うとともに、展示会出品（3回）、研究発表会（10回）で成果の普及を行った。

(3) 染色加工研究指導事業【決算額：3,461千円】

- ・ 依頼試験・依頼加工（988件）及び技術相談に対応し企業支援を行った。
- ・ 共同研究（6テーマ）を実施した。
- ・ 群馬大学工学部学生等のインターンシップ実習を受け入れた（20人）。

(4) 色染化学研究・繊維物性研究及び繊維製品デザイン研究指導事業【決算額：4,980千円】

- ・ 染色堅ろう度依頼試験（3370件）、技術相談に対応し、企業の新製品開発の支援を行った。
- ・ 繊維物性にかかる依頼試験（1984件）、技術相談に対応し、企業の新製品開発の支援を行った。
- ・ 研究成果の公表・普及のため、研究会・講演会での発表、論文発表、展示会への出品を行った。

8 試験研究について

(1) 平成16年度の主な試験研究課題 (全20課題)

(単位：千円)

区分	試験研究課題	担当部署	連携	予算
受託研究	1 トリコットハーフの耐紫外線評価	評価 G		61
	2 座繰り糸織物の開発研究	製品開発 G		60
	3 サンプル整経機による長尺整経研究	製品開発 G		80
	4 酸化剤及び還元剤を用いないパーマ処理方法の開発研究	製品開発 G		350
	5 抜食及び収縮処理の複合加工技術の研究	加工 G		100
	6 2-メタクリロイルアクリルアミド重合体を使用した繊維加工材の開発	加工 G		50
	7 トリコット生地耐紫外線評価	評価 G		49
	8 VOC分析除去新規システムの開発	製品開発 G		300
	9 誘電泳動を利用した生物活性解析システムを伴う生物分離装置の開発	製品開発 G		350
	10 絹由来ポリペプチドを用いた天然及び合成繊維製品 ナノ表面加工技術の事業化研究	加工 G		500
プロジェクト研究	11 座繰生糸の加工および製品化に関する研究	製品開発 G		360
	12 繊維製品の紫外線遮蔽性およびフォトクロミック性に関する評価方法の研究	評価 G		230
	13 ポリエチレンネット素材へのシルクプロテイン混練加工による製品開発	加工 G		200
	14 リン脂質ポリマーを用いた肌に優しい天然繊維洗顔タオルの開発ならびに簡易型繊維加工剤の開発	加工 G		210
共同研究	15 蚕糸副産物(皮質)の高度利用に関する研究	加工 G	学官	651
	16 絹糸の表面改良加工技術の開発	加工 G	産官	
	17 金銀糸を利用したボディータオルの開発	評価 G	産官	
	18 フォトクロミック色素を応用した紫外線可逆変色性カーテンの開発	評価 G	産官	
	19 絹タンパク質を用いたプラスチック製品の修飾技術	加工 G	産官	
	20 トランスジェニックカイコを利用した高機能性繊維の開発	加工 G	産学官	4,653

(2) 最近の主な研究成果 (平成16年度)

実用化できる研究成果数...18件

広報

- ・ インターネットホームページによる情報提供
- ・ 情報誌「せんい技術情報」の発行
- ・ メールマガジン「織工試だより」の配信

研究等の発表事項 27件

- ・ 研究会等発表 20件
- ・ 学会、専門誌等紙面発表 7件

特許の状況・数

- ・ 平成16年度特許出願件数 3件
- ・ 平成16年度末特許保有件数 1件

9 収入・支出の状況

(1) 最近5年間の決算の状況

最近5年間の決算(注)1の状況は、次のとおりである。

(単位：千円)

節区分		平12年度	平13年度	平14年度	平15年度	平16年度	備考
収入	手数料	8,706	8,187	8,881	9,246	9,963	(注)2
	製作品売払代金	105	57	9	62	18	
	受託事業収入	251	253	1,159	1,394	1,898	(注)3
	雑入	30	750	402	353	182	
	国庫補助金	16,722	15,564	11,085	1,312		(注)4
	国庫委託金	1,696					
	合計	27,512	24,813	21,539	12,369	12,062	
支出	報酬	6,246	6,246	6,228	6,150	4,446	嘱託報酬
	給料	122,426	125,736	119,489	117,606	102,276	職員給料
	職員手当等	72,560	74,656	67,545	62,751	56,445	期末勤勉手当他
	共済費	39,435	40,307	37,155	35,381	31,149	共済費負担金
	賃金	2,991	2,331	2,268	2,217	1,861	臨時職員賃金
	報償費	2,422	2,205	1,514	1,190	788	嘱託賞与等
	旅費	3,868	3,995	4,126	2,715	2,659	会議・研修会・学会等
	交際費	57	37	28	78	65	
	需用費	29,679	26,467	24,904	24,202	20,636	(注)5
	役務費	1,615	1,298	1,139	1,164	1,071	
	委託料	14,911	14,353	12,200	12,255	8,916	(注)6
	使用料・賃借料	76	25	25	25	14	
	工事請負費	5,746	4,535	5,658	7,867	840	施設関連工事
	原材料費	3,509	3,295	2,809	3,944	3,357	試験用資材等
	備品購入費	31,127	30,774	26,763	8,336	5,029	(注)7
	負担金・補助交付金	586	711	745	361	892	
	公課費	26	26	26	26	26	
合計	337,288	337,003	312,627	286,274	240,477		
収支差額		309,776	312,189	291,088	273,905	228,415	

(注)1 本表は繊維工業試験場の決算に、関係課における繊維工業試験場に係る執行分を加えている。

2 手数料は主に試験手数料であるが、毎年若干増加している。

3 受託事業収入は受託研究の確保に重点を置いた結果、平成14年度から増加している。

4 国庫補助金は設備・備品購入に対する補助金であり、平成15年度以降減少している。

5 需用費は主に光熱水費及び試験研究用資材の購入代である。なお光熱水費は電気料、都市ガス料及び水道料であるが、節減努力しており、若干減少している。

6 委託料は清掃、一般廃棄物搬出処理、排水設備保守、電気保安管理及び機器保守点検等である。

7 備品購入費は主に試験研究用備品等であるが、国庫補助金の減少に伴い減少している。

(2) 支出額の内訳

最近3年間の支出額の明細は、次のとおりである。

(単位：千円、%)

節区分		平成14年度		平成15年度		平成16年度	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
人件費	報酬	6,228		6,150		4,446	
	給料	119,489		117,606		102,276	
	職員手当等	67,545		62,751		56,445	
	共済費	37,155		35,381		31,149	
	賃金	2,268		2,217		1,861	
	小計	232,686	74.4	224,106	78.2	196,178	81.5
場運営費	報償費	778		742		524	
	旅費	1,118		790		588	
	交際費	28		78		65	
	需用費	13,367		13,645		11,485	
	役務費	777		637		692	
	委託料	4,913		4,634		4,034	
	使用料賃料	25		25		14	
	工事請負費	5,658		7,867		840	
	負担金	100		45		574	
	公課費	26		26		26	
	小計	26,792	8.5	28,494	9.9	18,847	7.8
研究費	報償費	736		448		264	
	旅費	3,008		1,925		2,071	
	需用費	11,536		10,556		9,150	
	役務費	361		526		378	
	委託料	7,287		7,620		4,881	
	原材料費	2,809		3,944		3,357	
	備品購入費	26,763		8,336		5,029	
	負担金	644		316		318	
	小計	53,147	17.0	33,673	11.7	25,451	10.5
合計		312,627	100.0	286,274	100.0	240,477	100.0
備品購入費除く研究費		26,384	8.4	25,337	8.8	20,421	8.4
研究者数		23人		22人		20人	
研究者1人当たり研究費		1,147		1,151		1,021	

10 全国の工業系都道府県立試験研究機関のうち繊維分野の研究員数

(平成16年4月1日現在)

	機 関 名	研究者数	
1	山形県工業技術センター	4	
2	山形県工業技術センター 置賜試験場	6	
3	福島県ハイテクプラザ 福島技術支援センター	8	
4	埼玉県産業技術総合センター 北部研究所	4	
5	茨城県工業技術センター 繊維工業指導所	4	
6	神奈川県産業総合研究所	4	
7	東京都立産業技術研究所	墨田庁舎	20
		八王子庁舎	12
8	山梨県富士工業技術センター	10	
9	山梨県工業技術センター	3	
10	栃木県産業技術センター 繊維技術支援センター	12	
11	群馬県繊維工業試験場	20	
12	新潟県工業技術総合研究所 素材応用技術支援センター	14	
13	長野県工業技術総合センター 情報技術部門	6	
14	福井県工業技術センター 化学・繊維部	19	
15	石川県工業試験場 繊維生活部	23	
16	富山県工業技術センター 生活工学研究所	17	
17	静岡県浜松工業技術センター	8	
18	愛知県産業技術研究所	尾張繊維技術センター	23
		三河繊維技術センター	15
19	名古屋市工業研究所	12	
20	三重県科学技術振興センター 工業研究部	2	
21	岐阜県製品技術研究所	16	
22	京都府織物・機械金属振興センター	21	
23	京都市産業技術研究所 繊維技術センター	30	
24	大阪府立産業技術総合研究所 科学環境部繊維応用系	16	
25	大阪市立工業研究所	6	
26	和歌山県工業技術センター	7	
27	兵庫県立工業技術センター 繊維工業技術支援センター	7	
28	奈良県工業技術センター	8	
29	滋賀県東北部工業技術センター		12
		能登川支所	3
		高島支所	3
30	岡山県工業技術センター	7	
31	広島県東部工業技術センター	8	
32	鳥取県産業技術センター 機械素材研究所	4	

	機 関 名	研究者数
33	愛媛県繊維産業試験場	1 2
34	徳島県立工業技術センター	1
35	福岡県工業技術センター 化学繊維研究所	2 1
36	鹿児島県大島紬技術指導センター	1 2
37	沖縄県工芸指導所	7

(注) 平成16年度産業技術連携推進会議・繊維部会(工業系都道府県立試験研究機関のうち繊維分野の団体)総会に提出された各試験研究機関の業務概要書から抽出したものである。

11 群馬県の繊維産業政策及び繊維工業試験場の位置付け

以下は、繊維工業試験場からの聞き取りによるものである。

(1) 群馬県の繊維産業政策

日本の繊維産業が21世紀に向けてのサバイバル競争に打ち勝ち、確固たる基盤を再構築するため、平成15年7月、経済産業省は産業構造審議会繊維産業分科会で、繊維ヴィジョン「日本の繊維産業が進むべき方向ととるべき政策」を了承した。

この中で、生産や流通のロスを大幅に削減し、世界有数の技術力、デザイン力などを活用したコストパフォーマンスの良い商品を開発・生産・販売する構造に改革すれば、国際競争力を持った強力な産業に再生する可能性は十分あるとしている。

そこで、平成15年度からは「中小繊維製造事業者自立事業」が実施され、その効果が期待されているところである。

また本県でも、「e-Vision新ぐんま経済社会ヴィジョン」を策定し、2000年から2025年までの21世紀初頭における群馬の経済社会の方向を展望している。そこでは、e-Visionで示した政策理念を具体化し、その推進体制を確立するため、基本理念等を明らかにした「群馬県ものづくり・新産業創出基本条例」が平成13年に制定・施行され、その中で「ものづくり産業の振興を支援する中核的施設その他公設試験研究機関を整備し、その機能の充実を図ることにより、ものづくり産業を支える技術に関する研究開発を促進し、技術の交流及び移転の進展を図ること。」とうたい、強さと優しさのある元気な経済社会、「元気な群馬」を目指している。

(2) 繊維工業試験場の位置付け

現在、国内の繊維関連企業は中国をはじめ諸外国からの大量な繊維製品の流入により、ものづくり企業として非常に厳しい環境を強いられている。このような状況のなかで、県内繊維産業も厳しい状況は例外ではない。県内繊維産業は長い伝統と高度技術を併せ持つ重要な地場産業であり、かつ小規模零細の企業群が産地を形成しているところが特徴である。このような繊維産業が将来性のある産業として発展していくためにも、今後他の産業との連携を一層深めていかなければならないものである。

しかし、全国の各産地にあった多くの繊維工業試験場、指導所は機関の再編統合に伴い工業技術センター、技術研究所の1部門として存続するものが多くなり、繊維部門の縮小傾向に拍車がかかっている。さらには高校、大学、国の教育・研究機関でも繊維部門がなくなる方向にあり、繊維業界にとっては技術的な後ろ盾がますます弱体化し、厳しい事業

環境に追い込まれているのが現状である。

このような状況下において、地元業界からは繊維産業の振興・発展のためには繊維工業試験場の産地存続が不可欠との強い要望がなされており、単独の専門的な特色ある公設試験研究機関として地域繊維産業振興に寄与することが期待されている。

12 国・都道府県・大学・民間等との役割分担

繊維工業系の公設試験研究機関には、国・都道府県・大学・民間が設置したものがあるが、以下の特徴がある。

機関の種類・名称	機関の内容	繊維工業試験場の特徴
国立研究機関 ・ (独)産業技術総合研究所	学術的な研究	実用化を目指した研究
群馬県立試験研究機関 ・ 群馬産業技術センター	繊維以外の工学に広く対応	繊維工学に特化
県内大学等の専門教育機関	基礎研究及び情報科学	実用化を目指した研究及び情報科学の応用(実用的システム等)
民間企業	民間で出来る分析業務	民間では出来ない(利益を出しにくい)分析業務

実地監査年月日

【予備調査】平成 17 年 6 月 29 日

【本監査】平成 17 年 7 月 28 日、29 日及び 8 月 3 日

監査結果

監査を実施した範囲内において、事業の運営は設置目的に従い、出納その他の事務もほぼ適正に処理されていたが、留意すべき次の事項が認められた。

(監査の視点) 入札及び随意契約制度は関係法規に従い有効かつ適切に運用されているか

平均落札率等の概要

繊維工業試験場の指名競争入札における平均落札率の推移は以下のとおりである。

区 分	摘 要	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
指名競争入札	件 数	6 件	5 件	2 件
	平均落札率	96.2%	94.3%	96.8%

繊維工業試験場の 50 万円以上の随意契約における契約価格の予定価格に対する平均的な割合（以下「平均契約率」という。）は以下のとおりである。

区 分	摘 要	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
随 意 契 約	件 数	12 件	5 件	4 件
	平均契約率	96.2%	94.9%	95.8%

意見

1 同一業者の連続落札について

毎年契約される冷暖房設備保守点検業務委託は指名人が限定されている結果、実質的に競争入札の実効性に乏しい。

（現状及び問題点）

本契約については、毎年 4 者の指名競争入札になっているが、結果として 3 ヶ年連続して同一業者が同額にて落札している。他の 3 者は毎年同一で、入札価格がいずれも予定価格を超えているため、実質的には落札業者との競争関係にない状況にある。積算価格、予定価格が年々引き下がる中で、同一価格での落札が続く状態では競争入札が有効に機能しているのか疑問である。

（改善策）

指名競争入札については、実質的な競争状況をつくる必要がある。

2 業務委託契約書の再委託禁止条項について

業務委託契約書に再委託の禁止条項がないものがあった。

(現状及び問題点)

平成 14 年度の冷暖房設備保守点検業務委託契約書には再委託の禁止条項が定められていなかった。同年度の庁舎清掃業務委託契約書も同様であった。

(改善策)

業務委託契約書には、合理的理由がある場合を除き再委託の禁止条項を必ず設けるとされたい。

3 入札手続書類の保存について

指名人への入札執行通知書の控えが保管されていなかった事例があった。

(現状及び問題点)

平成 14 年度津田駒 E R 織機用架物作成委託契約は個人 3 者を指名人として競争入札されたものだが、いずれも県の登録業者でないため、入札保証金、契約保証金の收受も必要であり、これらが明記された入札執行通知書が不可欠であるが、保存されていない。しかし、各保証金の收受は実施されているため、単純に保存洩れの状況と認められる。

(改善策)

入札手続の適正な執行を裏付ける書類は確実に保存する必要がある。

4 契約条件の変更について

入札時に示された納期限より契約書の納期限が延長されていた事例があったが、入札時に示された条件は変更できないことを徹底するべきである。

(現状及び問題点)

平成 14 年度簡易貫流式蒸気ボイラー購入契約では、入札時の仕様書には納期は「契約後 2 カ月以内」とされていたにもかかわらず、6 月 5 日付けの契約書では 8 月 30 日に延長されている。落札業者が決定されてからの条件変更は競争入札の公正性を阻害するものと判断される。

この事例では実際には 7 月 10 日に納品・検査が完了しているため、結果としては問題がなかったものの、注意を要する。

(改善策)

競争入札による契約の場合、入札時に示された条件は変更できないことを徹底するべきである。

(監査の視点) 施設設備及び備品の管理は関係法規に従い適切に行われているか

施設設備及び備品の概要

(平成 17 年 3 月 31 日現在) (単位：千円)

箇所	土地	建物	重要物品(注2.3)		
	取得価額	取得価額	管理担当	数	取得価額
管 理 棟	0(注1)	183,280	総合支援G	8	16,812
			評 価 G	40	133,048
研 究 棟		278,689	製品開発G	43	238,396
			加 工 G	44	199,219
情報・技術交流センター		18,750			
そ の 他	12,201				
合 計	0(注1)	492,921		135	587,476

建物、工作物、重要物品総合計金額 = 1,080,397千円

- (注) 1 土地の所有者はすべて桐生市であり、繊維工業試験場は桐生市より無償にて借り受けている。
 2 重要物品は1点100万円以上の備品である。
 3 重要物品はそれぞれのグループが主として業務を実施する建物に帰属させて記載している。
 4 上記のうち、耐用年数経過済のものは以下のとおりである。

区分	数量	取得価額
建 物	5 件	8,455 千円
重 要 物 品	103 件	474,625 千円
合 計	108 件	483,080 千円

監査結果 指摘事項

5 必要がなくなった物品について(共通)

必要がなくなった物品を保管しておくことは管理の手間や保管スペースの問題など事務の効率化に支障をきたすことになるので、使用可能性も検討した上で不用の決議を行う必要がある。

(現状及び問題点)

県財務規則は第 226 条第 1 項で「必要がなくなった物品について供用、貸付け、交換、譲与、分類換又は管理換により適切な処理をすることができないときは、不用の決定をすることができる」と規定し、第 231 条では「物品管理者は、毎年 8 月中に、物品について記録してある数量と現物を照合し、確認するとともに、必要がなくなった物品については、管理換又は不用の決議をしなければならない」と規定している。

取得価額100万円以上の重要物品について過去3年度の間に老朽化して使用に耐えないという理由で以下のとおり、49,646千円の不用・廃棄決定を行っている。

年 度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	合 計
件 数	2件(注1)	6件(注2)	該当なし	8件
取得価額	13,356千円	36,290千円	該当なし	49,646千円

(注) 1 昭和52・59年度取得各1点。

2 昭和51年度取得4点、昭和60・62年度取得各1点。

監査人が現品確認をした際に、以下の多数の不稼働物品が発見された。これらについては不用の決議がなされておらず、備品管理台帳に登載されている。

管理グループ名	使用不能(注1)		使用可能(注2)		合 計	
	数量	金 額	数量	金 額	数量	金 額
加工グループ	7	31,442千円	3	18,380千円	10	49,822千円
製品開発グループ	4	28,908千円	7	17,878千円	11	46,786千円
評価グループ	3	6,155千円	0	0千円	3	6,155千円
合 計	14	66,505千円	10	36,258千円	24	102,763千円

(注) 1 不用・廃棄決定済5点(昭和58年度取得2点、昭和63・平成元・平成3年度取得各1点)、
不用・廃棄未決定9点(昭和37・43・45・52・56・59・61年度取得各1点、昭和53年度取得2点)。

2 過去に長期間保有し、役割を終了(例:研究の終了)したため、使用機会はないが、使用可能であるため当分保有するもの(昭和43年度取得2点、昭和45・57年度取得各1点、昭和58年度取得3点、平成元年度取得1点、平成7年度取得2点)。

使用不能のもののうち、5点、32,336千円については、平成17年9月に不用・廃棄決定を行っているが、本来であれば使用不能な状態になった段階で不用決定すべきものである。

これらは、毎年削減されている予算の中で不用物品の廃棄費用捻出が困難であるため、その実施が見送られてきたことがその主な原因であると思われる。しかし、利用されないまま試験研究機関で保有されていることは、保管コストの面、あるいは研究スペースの有効利用の面で問題があり、早急の対応が必要である。

また、使用可能なのに不稼働となっている理由の中には、担当者が退職したため、ほかに機械を操作できる人が不在になってしまったというものがある。試験研究機関は業務内容が属人的なものであること、また、後継者が確保できないといったことで、不稼働物品が発生する可能性はある程度はやむを得ないとしても、このような状態は望ましいものではない。

(改善策)

必要がなくなった物品については県財務規則第231条により速やかに不用の決議を行う必要がある。また、廃棄費用の発生が見込まれるが早期に処分することを検討することが望まれる。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果1-16頁)

意見

6 備品の現品確認の記録保存について

備品の現品確認は県財務規則第 231 条でも規定されており、その実施状況については記録を残す必要がある。

(現状及び問題点)

県財務規則第 231 条は、「物品管理者は、毎年 8 月中に、物品について記録してある数量と現物を照合し、確認するとともに、必要がなくなった物品については、管理換又は不用の決議をしなければならない」と規定している。繊維工業試験場では規定に基づき現品確認を実施しているが実施した記録が残されていない年度があった。

(改善策)

備品の現品確認は備品の実在性を確認できるほか、備品の利用状況や稼働状況、整理状況等も確認することができるので備品管理の観点からは有効である。備品の現品確認を実施するに当たっては、実施時期、実施方法、実施手続、実施している間の備品の取扱や報告方法等事前の説明を十分に行い、実施状況については記録として残す必要がある。

7 機器利用状況の把握について(共通)

機器類の利用頻度を高めるために稼働実績データは必要であり、記録をとるよう改善されたい。また、著しく使用頻度の低い機器については、今後の利用状況も検討した上で廃棄するか否か決定し、しかるべき手続を採る必要がある。

(現状及び問題点)

重要物品のうち投資金額上位 20 点について年間の利用状況を聞き取り調査したところ以下のとおりであった。
(単位：台数、千円)

管理担当	加工 G		製品開発 G		評価 G		合計	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	金額	構成比
稼働状況								
30 日未満	4	42,724	5	82,690	2	18,525	143,939	58.6%
31 日～90 日	2	23,191	3	36,746	1	12,000	71,937	29.3%
91 日～180 日	1	8,851	0	0	0	0	8,851	3.6%
181 日～	1	8,925	1	11,760	0	0	20,685	8.4%
合計	8	83,691	9	131,196	3	30,525	245,412	100.0%

年間稼働日数が 30 日未満の機器が対象資産中金額ベースで 58.6%も占めている。

また、重要物品のうち投資金額上位 20 点について年間の利用状況を聞き取り調査したところ以下のとおりであった。

(単位：千円)

	備品名称	取得年月	取得価額	使用日数 A	年間日数 B	利用率 A/B	内部 利用 日数	外部 利用 日数	使用 簿	備考
1	自動柄出しシステム	S57/12	37,686	2	243	0.8%	2	0		1
2	シマトロニックジャカードコンピュータ - 制御横編機	S57/ 2	14,552	0	243	0%	0	0	×	2
3	ドビー付きレピア織機	H13/ 1	14,332	65	243	26%	65	0		
4	直織システム (エンドレス型)	S60/ 1	13,714	40	243	16%	40	0	×	
5	真空転写捺染機	S63/12	13,500	52	243	21%	20	32	×	
6	自動トレースシステム	H 9 / 9	12,400	4	243	1%	3	1		3
7	拡布型液流染色機	H 7 /12	12,380	0	243	0%	0	0	×	4
8	走査電子顕微鏡分析装置付	H 6 /10	12,000	60	243	24%	52	8		
9	全自動サンプル整経機	S50/11	11,760	225	243	92%	220	5		
10	デザインコンピュ - タ - ー式	H 1 /11	11,160	0	243	0%	0	0	×	5
11	テレビカメラスキャナ -	S58/12	10,626	0	243	0%	0	0	×	5
12	フーリエ変換赤外分光光度計 顕微システム	H 4 /12	9,925	25	243	10%	25	0		
13	気流染色機	H13/12	9,691	77	243	31%	17	60		
14	自動調液装置	S61/10	9,334	0	243	0%	0	0	×	4
15	無製版プリントシステム	H14/10	8,925	219	243	90%	191	28		
16	色彩評価システム	H14/10	8,851	115	243	47%	15	100		
17	S O M E T Oレピア織機	H 5 /11	8,700	45	243	18%	45	0	×	6
18	片側レピア織機	H 3 /11	8,666	0	243	0%	0	0	×	7
19	加工機能付きテンタ -	H13/12	8,610	12	243	4%	5	7		
20	サーモビュア	H 2 /12	8,600	10	243	4%	10	0	×	8

注 1 年間日数は勤務日数とする。

2 使用簿の区分

...あり ...ないが他の資料から正確に集計できるもの ×...ないので聞き取りにより推計したもの

3 極端に利用率の低いものの理由は次のとおり。

- 1 A 3 サイズ以上の柄入力時のみ使用した。
- 2 担当職員 (操作精通) の退職により、試作について外部委託した。
- 3 プリント試作点数が少なかった。
- 4 新技術導入のために産地企業に先がけて導入したが、既にその役割が果たされ、最近の使用実績はなくなったが、 7 は特殊な絹の染色加工機として、 14 は染色工程の自動化に必要な機器として、今後の使用機会も見込まれるとのこと。
- 5 平成 17 年度廃棄予定。
- 6 特殊織物の製織のみ使用した。

- 7 片側レピア織機は太い糸をタテ系に用いたジャガード織物の製作に使用するものであるが、平成 16 年度は試作を行わなかった。しかし、今後は太い糸を用いる試作品の製作及び企業等からの要請による製作があれば使用する必要性が生じてくるとのこと。
- 8 企業からの測定依頼が少なかった。

利用率に注目してみると、連続して利用しているものが 2 点あるほか、30%以上のものが 2 点あるが、10%未満のものが 10 点もあり、うち年間まったく利用されていないものが 6 点もある。試験研究機関は生産工場と異なり一つの機器を連続して使用するというのではなく、テーマ・目的に従った利用になる、という性格のため使用頻度が少ないとしても、著しく使用頻度の低い機器が多く見受けられことは問題である。

また、機器類の稼働状況は記録されておらず、どの程度活用されているのか明確でない。

(改善策)

- (1) 著しく使用頻度の低い機器類については、今後の利用状況も検討した上で活用、または廃棄するか否か決定し、しかるべき手続を取る必要がある。例えば インターネットで転売先を募集する、県 8 試験研究機関で機器類のデータベース化が行われているので、共通利用、貸し出し、転売等の情報収集をする等が考えられる。

また、機器類の導入に関しては投資対効果を検討し、優先順位の高い課題・目的に応じて導入を行うべきである。

- (2) 機器類の稼働実績データはその活用によって、次期更新の基礎データになる、機器類の効率化のための改善のきっかけになる(原因分析ツールとして)、不用資産発見のきっかけになる等に役立つと思われるので、記録しておく必要がある。

現在の科学技術の飛躍的な発展を考えると、最先端機器も 5 年もすれば陳腐化する状況であり、限られた研究資源を有効に使用するためにも欠くことのできない管理ツールであると思われる。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 17 頁)

8 情報・技術交流センターの利用状況について

情報・技術交流センターは昭和 40 年建築の鉄筋コンクリート造りで老朽化が著しく、利用状況も十分とは言い難い。廃止を含めてその利用方法を再考する必要があると思われる。

(現状及び問題点)

情報・技術交流センターの利用実績(利用者数)は以下のとおりである。

年度	講習会等		科学技術週間	県民の日
	回数	人数	人数	人数
平成 14 年度	2 回	30 人	21 人	14 人
平成 15 年度	7 回	154 人	14 人	-
平成 16 年度	6 回	85 人	-	57 人

科学技術週間と県民の日には一般解放しているが、入場者数は上記のとおりであり、利

用状況も決して十分とは言い難い。利用日以外は鍵をかけて無人の状態である。

2階資料室には、群馬県の歴史的経緯から重要と考えて、「桐生お召し」を製造するのに使われた八丁撚糸機が動態保存されている。

(改善策)

講習等の企画回数の増加、PR等の充実等により利用度の向上に努めるべきであるが、老朽化が著しい施設の現状を考えた場合、廃止を含めて利用方法を再考する必要がある。

9 火災共済付保状況について(共通)

火災共済保険については、付保していない高額な建物があるが、リスク管理の観点から見直しを検討する必要があるのではないかとと思われる。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果1-19頁)

(監査の視点) 利用者に適切な金額を負担させているか

意見

10 受託研究における受託料の積算について(共通)

受託研究の場合、研究にかかる費用を規定に従って積算して受託料を個別に設定することとされているが、積算が規定に従って行われているとは言い難い事例があった。

(現状及び問題点)

受託料は、「繊維工業試験場受託研究実施要綱」(平成11年4月1日施行)(以下「要綱」という。)で、人件費、旅費、原材料・消耗品費、光熱水費、設備使用料、役務費を以下のような算出基礎に従って計算することとされている。

項目	算出基礎
人件費	当該研究を実施する職員の給与に関係なく次に掲げる1人1時間当たりの人件費単価に当該研究に要する延実働時間を乗じたものとする。 $1人1時間当たりの人件費 = \frac{\text{繊維工業試験場職員の給与総額}}{\text{繊維工業試験場職員の延勤務時間数}}$
旅費	群馬県職員等の旅費に関する条例(昭和38年条例第24号)による額とする。
原材料・消耗品費	当該研究に使用する消耗品、原材料の額とする。
光熱水費	当該研究に使用する電力料金、ガス料金および水道料金とし、次に掲げる1時間当たりの各料金の単価に当該研究に要する延実働時間を乗じたものとする。
電力料金	$1時間当たりの電力料金 = \frac{\text{前年度繊維工業試験場の電力料金}}{\text{前年度繊維工業試験場職員の延勤務時間数}}$
ガス料金	$1時間当たりのガス料金 = \frac{\text{前年度繊維工業試験場のガス料金}}{\text{前年度繊維工業試験場職員の延勤務時間数}}$
水道料金	$1時間当たりの水道料金 = \frac{\text{前年度繊維工業試験場の水道料金}}{\text{前年度繊維工業試験場職員の延勤務時間数}}$
設備使用料	当該研究に使用する設備の維持管理費として、次に掲げる1台1時間当たりの単価に当該研究に要する延使用時間を乗じたものとする。 $\frac{\text{当該機器の購入価格}}{\text{耐用年数} \times 2,000 \text{ 時間}}$
役務費	当該研究に必要な郵便、電話料等とする。

平成16年度に実施された受託研究の受託料は、電力料および水道料金について年間使用料をベースに算定しており、上記の規定に従って算定されていなかった。

(改善策)

受益者に実費等の応分の負担を求めるとともに委託者間の公平性を確保するという観点から、規定に従って受託料の積算を行う必要がある。

また、規定されている方法が実態と乖離してしまった場合や、より適切に算定する方法が考えられる場合には、適時に規定を改定してより適切な料金設定をすることが望まれる。
(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 22 頁)

11 受託研究における受託料の算定方法の見直しについて(共通)

受託料に含まれる人件費は給与をベースに計算しているが、人件費には給与以外の費用もある。利用者の適正な負担はどうあるべきか、常に見直していくことが望まれる。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 22 頁)

12 県外企業等に対する受託料設定について

受託料の設定は県外企業等と県内企業等と区別されていないが、試験場が県の予算により運営されていることを考慮すると格差を設けることが適当であると考えられる。

(現状及び問題点)

受託料の設定方法について、現状は県内企業等と県外企業等で同じ算定基準を適用している。

しかし、受託研究は原則として県内の企業等を対象としたものであり、例外的に受けている県外企業等の場合に同一の基準で受託料を計算することには疑問がある。

(改善策)

受託料が県民サービスを考慮して受託研究に直接的に発生すると想定される実費相当額を請求しているものと考え、県外企業等からの受託研究の受託料には試験場の運営に係る間接費相当額などを含めたフルコストを請求する方法にするなど格差を設けて適切な料金設定をすることが望まれる。

(監査の視点) 研究課題の設定、研究成果の評価及び開示が適切に行われる仕組みになっているか

課題設定・研究成果に関する評価等の現状

繊維工業試験場によれば以下のとおりである。

(1) 課題設定

繊維工業試験場で取り組んでいる研究は経常研究、プロジェクト研究、共同研究、受託研究であり、各々の目的遂行を目指して取り組んでいる。その取り組み課題については、下記のようなあらゆる機会を捉えて消費者ニーズはもとより、産地・業界のニーズの把握にも努め、課題選定に結びつけている。内容としては厳しい業界を取り巻く状況を踏まえ、海外製品に対抗できる付加価値の高い新製品・新技術開発に関するもの、今後の繊維業界を考えた場合、衣料分野のみならず非衣料・脱衣料分野への取り組みを見過ごすことはできない。したがって今後ますます重要視されるであろう新分野開拓に力を注がねばならないと思っているところである。

業界との情報交換会（和装部会（桐生織物協同組合）、技術開発委員会（桐生刺繍商工業協同組合）、意見交換会（群馬県繊維工業技術振興会）等）の中から

技術相談

企業訪問

他の研究機関や大学からの呼びかけに応じ、現場で対応できる範囲の分担および会場からの応募

職員の発意（各種の情報をもとに今後取り組む必要があると思われるもの）

企業の新製品・新技術開発係わる受託研究。

取り組み課題は各グループ内で検討したうえ、最終的には繊維工業試験場のグループリーダー会議で決定している。

(2) 成果の発表および普及

成果については、下記に示すような機会やメディア媒体を通して、できるだけ速やかに発表及び普及に努めている。

繊維工業試験場研究発表会

せんい技術情報（情報誌）

ホームページ

メールマガジン

講習会

学会（繊維学会、品質工学会等）

業務報告（年報）

産業技術連携推進会議（産技連）繊維部会分科会、地域部会の研究会等

産技連繊維部会「全国繊維技術交流プラザ」への出品

ジャパングリエーション、ジャパンテキスタイルコンテスト、ハイブリッド絹展ほか各種展示会に出展

意見

13 研究課題の選定および評価制度の確立について

研究課題の必要性、有効性等に関する評価プロセスを確立されたい。

(現状及び問題点)

現状行われている研究課題の選定プロセスでは、技術相談や企業訪問などから捕捉された民間のニーズを基に試験場内部でテーマを絞り込み、場長が最終的に決定している。その方法では研究課題の必要性や有効性等の評価が繊維工業試験場内部での検討にとどまっており、外部からの客観的な評価、検討が加えられていない。

(改善策)

研究課題の選定に当たっては次のような観点から評価される必要がある。

- ・ 社会的ニーズから考えての必要性、緊急性があるかどうか。
- ・ 研究課題が他の研究機関で行われたものでないかどうか(研究課題の重複の有無)
- ・ 公平性(県民生活、地場産業の向上に資するか)
- ・ 経済性(研究にかかるコストに対して期待される成果は十分かどうか)

これらの観点から研究課題が選定されている必要があるが、現状の方法では検討過程が閉鎖的であり、また専門的になる可能性があることから外部評価制度の導入が必要である。

また、研究課題の検討は選定時だけでなく、研究途中においても研究の進捗度合いや、当初見込んでいた研究成果の見直し、研究方法などの見直しをする手続きを設けて研究課題の有効性等について経過のモニタリングができる制度の導入を検討されたい。

14 研究成果の調査、分析について(共通)

研究成果に関しては、県の経済にどれだけ貢献したかを追跡調査の上、何らかの形で金額評価し、公表することが有益であると思われるので検討されたい。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 24 頁)

(監査の視点) 試験研究機関の運営は設置目的に沿って行われ、かつ効率的に運営されているか

意見

15 中長期計画について(共通)

現時点では、中長期計画は策定されていない。繊維工業試験場の設置目的を達成するためにはある程度中長期的な基本方針や基本戦略が不可欠である。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 26 頁)

16 外部資金の導入について(共通)

県財政は逼迫しており、今後も急速な回復が望めない状況下、研究に必要な資金は外部資金を積極的に活用する必要がある。

(現状及び問題点)

平成 14 年度から平成 16 年度までにおける研究用重要物品の購入は 12 点・39,287 千円である。規模から考えて必ずしも十分な投資ではない。財政難から研究用機器の購入や設備投資が制限される状況であり、今後もこの状況が継続することが予期される。これでは研究活動の活性化、高度化は難しいと思われる。

競争的資金を積極的に獲得することにより、少しでも多くの研究費を確保することが必要であるが、監査対象期間における外部資金の導入は、以下のとおりである。

(単位：千円)

区 分	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
受託事業収入	1,159	1,394	1,898
	(6 件)	(7 件)	(10 件)
国庫補助事業	11,085	1,312	
	(1 件)	(1 件)	
合 計	12,244	2,706	1,898
	(7 件)	(8 件)	(10 件)

平成 14 年度の国庫補助事業は、経済産業省の地域再生産業集積対策事業に係る補助金であり、全額研究用機器の購入に充てている。

(改善策)

県の財政難の折、公設試験研究機関の役割を踏まえて、研究事業費をできる限り補助金や委託費により賄うことが望まれる。研究事業を拡充するためには、国等の機関や民間との共同研究の導入によって、競争的資金の導入、補助金の獲得や受託収入の増加を積極的に図り、活性化を目指す必要がある。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 26 頁)

17 評議会(試験研究機関運営の諮問会)の必要性について(共通)

評議会(試験研究機関運営の諮問会)を設置し、運営管理に有識者や民間出身者の参加及び活用を図ることによって視野の拡大、効率的な運営の追求、幅広い県民の意見の重視等の効果が期待されるので検討されたい。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 27 頁)

18 人事面の施策について(共通)

研究活動及び組織の活性化を図るため、または中長期的な研究の成果を挙げるためには、人事的にも様々な施策を採ることが必要であると思われる。

(現状及び問題点)

- (1) 職員の在職年数等の状況は以下のとおりである。(平成 17 年 3 月 31 日現在)

職員	人数	平均年齢	勤務年数			
			当场	他試験場	行政機関	計
研究職	20 人	40.9 歳	15.4 年	1.3 年	0.1 年	16.8 年
行政職	4 人	47.3 歳	2.5 年	0 年	26.5 年	29.0 年
平均		41.9 歳	13.2 年	1.1 年	4.5 年	18.8 年

研究職員の平均年齢は 40.9 歳、県への入庁後の平均在職は 16.8 年である。また、研究職員 20 人中当场以外の勤務経験があるのは 1 人だけである。

- (2) 一般的に人事の滞留現象が発生する理由として以下の事項が考えられる。

試験研究期間の長期化

繊維に特化した技術の特殊性のため、調査・研究には長期間を要する。また、研究職員の研修という面を考えた場合にも、実地研修に長期間を要する。

少人数なのでローテーション等が困難

研究に必要な人数が最低限の少数のため、組織の変更等が困難である。また、他局との異動は少ない。

(改善策)

以下の事項を検討されたい。

- (1) 任期付研究員制度について

人事の滞留化によって、研究活動及び組織の活性化に支障をきたす恐れがある。研究課題の内容によって、数年間の任期付研究員制度の採用を検討されたい。なお、繊維工業試験場では平成 18 年度から採用予定であるが、今後も活用されたい。

- (2) 民間研究者活用について

地方公務員法の制約はあるが、民間の研究者等の活用も検討されたい。

なお、繊維工業試験場では従前より「選考採用」として民間人等の中途採用を行ってきた(平成 14 年度及び平成 15 年度各 1 人)。今後も活用されたい。

(3) 行政部門や他の研究機関との交流

繊維工業試験場は県の専門機関であり、行政施策に沿った試験研究の実施が求められる。行政部門との人事交流を行うことにより、試験研究機関以外での経験が、研究に対する視野の拡大や視点の変化につながり、結果として行政的視点や県民ニーズに見合った研究業務の変革、活性化の効果が期待される。

また、これからは、群馬県の他の試験研究機関と連携して研究に取り組んでいく必要が増大すると思われるが、局の壁を越えた研究職員の人事交流を視野に入れた全庁的な取り組みが求められる。

なお、群馬県では新政策課科学技術振興室が県の研究機関の連携に関する業務を行っており、今後の活動が期待される。

(4) 業績連動型人事評価について

現状では研究員の給与は研究職給料表で計算され、業績評価に連動した処遇制度は採用されていない。ひとつの方法として成果と評価を処遇に反映させることにより研究活動の活性化につながると思われるので、現状の給与制度等を見直し、業績連動型給与の導入を検討することが望まれる。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 28 頁)

19 研究職員の育成について(共通)

研究職員の質的向上を図り、より大きな成果をもたらすには、長期的に見て研究職員の研修制度の充実が必要である。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 29 頁)

20 業務の効率化の追求について(共通)

人件費の抑制にかかる施策として、嘱託・臨時職員の活用等、抜本的に業務の効率化に取り組む必要があると思われる。

(現状及び問題点)

繊維工業試験場の人件費は次のとおりである。

(単位：千円)

区 分		平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
人 件 費	研究職	188,214	173,085	159,567
	行政職	35,017	41,653	29,521
	小 計	223,231	214,739	189,088
	嘱託職員	7,187	7,150	5,229
	臨時職員	2,268	2,217	1,861
	合 計	232,686	224,106	196,178
支出総額		312,627	286,274	240,477
支出総額に占める人件費割合		74.4%	78.2%	81.5%

(注) 1 人件費には、報酬、給料、諸手当、共済費及び賃金を含む。

2 公営試験研究機関の人件費の研究費に占める平均割合は平成 15 年度で約 70.4%である(文

部科学省発行 平成 17 年版科学技術白書より)。

このように人件費は総コストに占める比率の高い項目であり、今後財政がますます厳しくなることが予想される中で、人件費の抑制に関する施策は重要課題であると考える。

また、職員（嘱託・臨時除く）一人当たり平均人件費は次のとおりである。

（単位：千円）

職 種	平成 14 年度		平成 15 年度		平成 16 年度	
	人数	平均人件費	人数	平均人件費	人数	平均人件費
研 究 職	23	8,183	22	7,867	20	7,978
行 政 職	4	8,754	5	8,330	4	7,380
合 計	27	8,267	27	7,953	24	7,878

繊維工業試験場の業務内容は、調査研究業務、依頼試験・検査業務及び技術相談・民間普及業務がそれぞれおおむね 3 分の 1 程度で、各々に重点を置いている。

これらの業務は、研究職員が従来どおりの方法で行っているが、この内 依頼試験・検査業務については、研究職員の管理・監督の下、嘱託・臨時職員のさらなる活用を図ることができる余地があると思われる。

平成 17 年 3 月 31 日現在、研究職員 20 名に対して、臨時・嘱託職員は 5 名の在職でその事務分掌は以下のとおりである。

職 種	所属グループ	職員数	職務内容
嘱 託	製品開発グループ	2 人	作業員
	評価グループ	1 人	依頼試験の実施・相談取次ぎ
臨 時 職 員	総合支援グループ	1 人	事務補助
		1 人	内外清掃
合 計		5 人	

実質的に依頼試験・検査業務の補助をしているのは嘱託 3 人である。

繊維工業試験場では、抜本的に業務の効率化に取り組む必要があると思われる。

（改善策）

業務効率化の項目として、繊維工業試験場の施設設備を視察した際、作業的な工程がかなりあると見受けられたので、それらの作業を嘱託職員に行わせることは、給与コストを考慮すれば検討すべき課題である。

対策の実行により、依頼試験・検査業務が効率化すれば、研究費の確保及び研究時間の増加・特化が図られ、より効果的な研究ができるものと期待されるので検討されたい。

（参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 30 頁）

2.1 試験研究における計画策定及び進捗管理について(共通)

研究の進捗管理がグループ内においては、コミュニケーションレベル中心で行われているケースが多く、文書化が進んでいない。

（参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 31 頁）

2.2 試験研究に係る作業工数の把握及び分析について(共通)

試験研究にかかった作業工数の把握がされていないので、計画の策定、進捗管理、作業分析を行う仕組みの導入を検討されたい。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 32 頁)

2.3 光熱水費節減について(共通)

光熱水費の節減努力は行っているが、さらに節減の検討をされたい。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 32 頁)

2.4 行政コスト計算書の活用について(共通)

繊維工業試験場の運営の効率性、経済性の評価尺度として費用対効果のバランスが重要であるが、この費用対効果の費用の概念として、県財務会計システムによって集計された支出額では、全コストの中の一部であり十分とは言い難い。発生主義による全コストを網羅的に把握した行政コスト計算書が作成され、活用されるべきである。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 33 頁)

行政コスト計算書

(単位：千円、%)

区 分	平成 14 年度		平成 15 年度		平成 16 年度	
	金額	比率	金額	比率	金額	比率
人にかかるコスト	245,432	74.3	234,513	72.7	214,021	74.9
人件費	232,686		224,106		196,178	
退職給付費用	12,745		10,407		17,843	
ものにかかるコスト	79,241	24.0	82,437	25.6	65,887	23.0
物件費	2,809		3,944		3,357	
維持修繕費	37,422		37,270		26,102	
減価償却費	26,809		28,967		27,510	
委託費	12,200		12,255		8,916	
移転的なコスト	745	0.2	361	0.1	892	0.3
その他のコスト	5,078	1.5	5,078	1.6	5,078	1.8
公債費(利息支払)	0		0		0	
土地機会費用	5,078		5,078		5,078	
行政コスト総額	330,497	100.0	322,391	100.0	285,880	100.0
収入計	10,454		11,057		12,062	
行政コストの純額	320,043		311,333		273,817	
研究職員数(人)	23		22		20	
研究職員 1 人当たりコスト	13,914		14,151		13,690	
県民数(人)(注)	2,028,693		2,031,415		2,028,733	
県民 1 人当たりコスト(円)	157		153		134	

(注) 県民数は群馬県総務局統計課作成「基本統計・群馬県移動人口調査」による各年4月1日現在の数値である。

(参考) 行政コスト総額と機関現金支出額の差額 (単位：千円)

区 分	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
行政コスト総額	330,497	322,391	285,880
機関現金支出額	312,627	286,274	240,477
差 額	17,870	36,117	45,403

(注) 機関現金支出額は7-7頁の「最近5年間の決算の状況」に支出合計として記載した数値である。

繊維工業試験場の行政コスト総額は、平成14年度から平成16年度にかけて減少している。これは職員の定数削減をはじめとする財政の削減政策によるものである。

また、行政コスト総額と機関現金支出額との乖離は、17百万円から45百万円ほどある。これは主に、退職給付費用、減価償却費及び土地機会費用である。

(行政コスト計算書試算の前提条件)

<機関現金支出額の計算>

前掲の「収入・支出の状況」各科目支出額から工事請負費及び備品購入費をコスト対象外支出として除いた金額を計上した。科目の内容は次のとおりである。

科 目	含まれる項目
人件費	報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金
物件費	原材料費
維持修繕費	人件費、委託費、備品購入費を除いた支出
移転的なコスト	負担金補助交付金

<その他発生経費の計算>

(1) 退職給付費用

各年度末における全職員の退職給与要支払額を算出し、各年度においてその負担額がいくら増加したかを計算することによって計上した。

(2) 減価償却費

建物については公有財産台帳を基に、備品は、各年度末現在に存在する重要物品(「物品の分類及び重要物品の指定」(昭和52年5月1日訓令乙第4号)による各種自動車及び取得価額100万円以上のもの)について計算した。

償却方法

定額法によって計算した。取得価額から残存価額10%を控除した金額を耐用年数で除して算出している。なお、取得年度の減価償却額は1年間の償却額の2分の1を計上し、償却期間終了のものは取得価額の5%まで減価償却を計算した。

耐用年数

「地方公営企業法施行規則」別表第2号(昭和27年総理府令第73号)を参考にした。

(3) 土地機会費用

繊維工業試験場が利用している土地は無償貸与を受けているが、有償で借り受けた場合の賃借料を計算している。

(4) 県庁管理費の計算

県庁（産業経済局、出納局等）で発生する人事・経理面の支援費用等の県庁管理費、間接コストは考慮していない。

<収入額の計算>

収入額は、前掲の「収入・支出の状況」収入額を計上した。なお、繊維工業試験場以外の所属で測定された収入額も調査の上計上されている。また、国庫補助金は備品購入に対する補助のため除いてある。

25 研究課題別原価計算について(共通)

研究課題ごとに要するコストを把握し、研究の必要性や成果を評価するための情報として活用されたい。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 40 頁)

(研究課題別コストの試算)

繊維工業試験場の研究課題を任意に 1 課題選定し、提出された資料を基に研究課題別の行政コストを試算した結果は以下の通りである。

試験研究機関名		繊維工業試験場
研究課題		繊維製品の紫外線遮蔽性およびフォトクロミック性に関する評価の研究
予算区分		県単独
研究期間		平成 16 年度
研究に従事した人数		2 人
当該研究のために取得した資産		紫外線強度計 (89,000 円)
人件費	直接	458 千円
	間接	123 千円
経費	直接	192 千円
	間接	73 千円
減価償却費		78 千円
支払利息		- 千円
合 計		927 千円

研究の目的	<p>太陽光の下で紫外線強度計を用い、繊維製品のフォトクロミック色素を応用した製品の紫外線による可逆変色性や紫外線遮蔽性について評価する方法を検討し、繊維産業における新製品の開発に寄与することを目的とする。</p>
研究の成果	<p>マイクロカプセル化フォトクロミック色素を吸着させた様々な繊維素材について、紫外線強度計を用いて紫外線強度を確認しながら、可逆変色性を太陽光の下で評価する方法を確立した。</p> <p>また、紫外線遮蔽性についても、カーテンなどの製品の前後で紫外線強度を同時測定する方法によって、自然光による実用的な評価方法が可能であることを確認できた。</p>
研究成果の公表手段	<p>業界ニーズを把握して研究課題を選定しているため、そのきっかけとなった企業に対して成果を提供。</p> <p>企業の新製品の開発で応用されたものについては、宣伝効果の大きい新聞、テレビなどのマスメディアを通じて広く周知に努めている。</p> <p>繊維工業試験場の情報誌やホームページ、業務報告に掲載する。</p> <p>繊維工業試験場研究発表会等において成果を発表。</p> <p>興味を持った企業に対しては個別に情報提供する。</p>
研究結果の普及状況	<p>研究成果を利用して、カーテンに関する特許出願を行った企業は、県の補助金事業を利用して実用化に向けた製品開発を進めている。</p> <p>衣料品に関してもオリジナル商品としてインターネットによる新形態の自社販売に挑戦している企業もある。</p> <p>新聞等により成果発表を知った企業等からの問い合わせも多数あり、提供した情報は大いに活用されているものと確信している。</p>

(研究課題別コスト試算の前提条件)

(1) 研究課題の直接人件費の算定について

繊維工業試験場では、研究課題別の研究時間の集計を実施していない。

そこで、研究者及び補助員が研究課題に従事した時間をあらためて調べたうえで、当該研究者の時

間単価を掛け合わせて算出している。

研究員及び補助員の時間単価は、研究期間に係る年度ごとの人件費の総支給額と総勤務時間数の資料の提出を受け、それらの数値から算出している。

退職コストについては、各年度に発生していると見込まれる金額を算定して加味している。

(2) 研究課題に係る間接人件費の算定について

場長、総合支援グループなどの管理部門にかかる人件費を間接人件費として研究課題に配賦することとした。

当該間接人件費については次のように研究課題の間接人件費として算定している。

- ・管理部門の人件費を集計、管理部門以外の人員の総勤務時間で割ったものを研究に係る勤務時間あたりの間接人件費とする。
- ・対象とした研究課題に従事した研究員の従事時間に勤務時間あたりの間接時間を掛け合わせたものを研究課題に係る間接人件費とした。
- ・退職コストについては、集計された間接部門の人件費の5%として加味している。

(3) 研究課題に係る直接経費の算定について

研究課題のために直接要した消耗品費等にかかる資料の提出を受け直接経費とした。

(4) 研究課題に係る間接経費の算定について

支出のうち試験研究費以外の経費と減価償却費を間接経費とした。

間接経費については間接人件費と同様に勤務時間に基づいて配賦計算している。

2.6 研究成果の普及について(共通)

研究成果の迅速な普及は今後ますます取り組むべき重要課題であると思われるので検討されたい。

(現状及び問題点)

平成16年度の「実用化できる研究成果数(技術移転数)」は18件であった。直接的な普及活動の他、学術雑誌掲載、学会発表等、繊維工業試験場研究報告及び実用書等技術解説等の発表論文数は27件に及んでいる。また、特許出願件数は3件であった。これらの活動は評価されるが、研究成果の公表媒体について検討する必要があると思われる。

(改善策)

研究成果の迅速な普及は、繊維工業試験場の課題として今後取り組むべき重要課題であると思われるので、その方法について検討されたい。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果1-41頁)

2.7 県立8試験研究機関の連携強化について(共通)

貴重な研究資源を最大限に活かす観点から、研究の重複を避け、県立8試験研究機関で連携できるものを積極的に模索して効率化を図ることが求められる。

(現状及び問題点)

県には8試験研究機関があり、機関毎に行政目的が異なる予算で運営され、別々に試験・研究を行っている。また、国、他県、大学、民間でも類似の研究を行っている。

その中で繊維工業試験場の各研究機関との連携関係は次のとおりである。

種 類	相手方	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
共同研究	国・独立行政法人			2 件
	県立 8 試験研究機関	2 件		6 件
	大学・高専	4 件	5 件	4 件
	民間	6 件	8 件	6 件
	その他	1 件		
受託研究	県立 8 試験研究機関			1 件
	大学・高専			1 件
	民間	5 件	6 件	10 件
	その他(県)	1 件	1 件	2 件
合 計		19 件	20 件	32 件

このように、年々件数が増加し、活性化していることがわかる。ただし、十分とは言えず、また、県立8試験研究機関との連携は少なく今後の検討が望まれる。

(改善策)

貴重な研究資源を最大限に活かす観点から、研究の重複を避け、県立8試験研究機関で連携できるものを積極的に模索して効率化を図ることが求められる。具体的な連携の例として次の項目を検討されたい。

(1) 重複分野の共同化

各機関の施設設備を視察した際の印象であるが、近年の科学技術の飛躍的發展に伴い、具体的な研究分野でも重複する部分がかかり出てきていると思われる。例えば、バイオ技術、遺伝子工学及びナノテク等に関して、各機関で分野は異なるが共通的な研究課題やツールを見かけ、また試験研究用機器も電子顕微鏡等の同種のもので散見された。

そのような先端的かつ複数の機関が共通して扱う技術・課題に関しては、例えば各試験研究機関の横断的なプロジェクトチームを作って専門的な研究を行うとか、または、特定の機関に集約して担当させ、技術、人材を結集してより高度な研究に特化することにより、研究分野の重複が避けられ、高額な試験研究用機器の投資も節減でき、結果として高い研究成果の期待ができるのではないかとと思われるので、その可能性を検討されたい。

(2) 関連する分野の共同化

近年異業種分野の交流が活発化し、様々な分野で共同化が見られる。群馬県でも新政策課科学技術振興室の主導で 8 試験研究機関の連携強化に取り組み、徐々に実績が上がっており、具体的な研究成果も出始めている。繊維工業試験場でも現在連携の実績が徐々に成果を上げているところであるが、他の機関との情報交換等によってさらに積極的に取り組むことが望まれる。

(3) 各種情報の共有化

県立 8 試験研究機関の保有する情報は膨大なものがあり、その中には相互利用可能なものも相当数あると思われるが、現在は各機関の内部でのみ利用可能な状態である。

同じ県の試験研究機関なのであるから、情報は共有化し、有効に活用してもらいたい。取り組みの一例としては、県立試験研究機関の 8 試連絡会（情報交換検討委員会）で試験研究用機器のデータベース化が完了し、相互利用が可能な状態になったことがあげられる。現在、まだ利用は少ないが、機器購入予算がますます厳しくなり、緊縮予算が進行する中で貴重な研究資源を有効利用する意味から、今後相互利用の活発化が望まれる。

(4) 県立 8 試験研究機関間の人事交流の促進

異なった研究機関でもかなり共通している研究分野があり、県立 8 試験研究機関間の人事交流が可能と思われる。まったく異なる見地、経験から研究に取り組むことは研究の活性化、新機軸の開発等につながると思われるので、検討に値すると思われる。

（参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 41 頁）

2.8 繊維工業試験場の今後のあり方について(共通)

研究資源は限られたものであり、また、研究予算は厳しい経済事情及び県の財政状態を考慮すれば今後ますます削減されることが予想される。そのような状況の中で繊維工業試験場の今後の運営は 効率性の追求、 行政としての公正性、公平性の確保及び他の研究機関との連携強化が求められると思われる。

また、施設・設備の老朽化問題及び県内繊維産業の衰退と繊維工業試験場の存在意義の見直しも今後検討すべき課題である。

(現状及び課題)

繊維工業試験場に現状と課題について質問したところ、以下の回答を得た。

(1) 現状

繊維産業は衣食住の一つとして、また生活文化産業として、私たちに非常に身近でかつ重要な存在である。しかし、現在国内繊維関連企業は中国をはじめ諸外国からの大量な繊維製品の流入により、ものづくり企業として非常に厳しい環境を強いられている。

このような状況下にあって、地元業界からは繊維産業の振興・発展のためには繊維工業試験場の存続が不可欠との強い要望がなされており、単独の専門的な特色ある公設試験研究機関として地域繊維産業振興に寄与することが期待されている。

繊維工業試験場の目的は業界の振興・活性化を側面から支援することであり、そのた

めに「研究開発」「技術支援（依頼試験・技術相談等）」「情報提供」「人材育成」といった基本的な機能を中心に業務を遂行している。各機能とも必要不可欠な機能であり、新しい機能を組み込みつつ充実させていくが、将来的には開発研究部門の一層の強化・拡充を図ることが、繊維産業発展に必要であると考え。

現在の急激な経済構造の変革の時代にあっては、より高度に支援できる体制を作り、積極的に業界の支援強化を図り、業界と共に新たな繊維時代を創造する役目を果たさねばならない。

(2) 課題

評価機関の設置

試験場を業界にとって有用で、利用しやすい機関とするため、業界ニーズの把握をはじめ、研究課題の選定、導入設備機器の選定、研究成果の評価等を検討する外部の有識者による評価機関を設置する。

開発研究を積極的に行う体制整備

開発研究を進めるにあたっては業界ニーズの把握はもとより、今後はより消費者ニーズの把握に努める必要がある。従って研究課題の吸い上げ、研究課題の決定、及び研究成果について適正に評価する体制を整備し、併せて成果発表会、普及講習会を開催して積極的に技術移転を推進する。

技術支援の充実

繊維工業試験場利用企業は100%中小零細の企業群でありながら、分業工程別に組織され多様な最終製品を作り出している。その産地の中で、繊維工業試験場が担う試験研究の役割は大きいものがある。

こうした繊維産地の特徴から、技術相談、技術指導、依頼試験等技術支援部門の重要性も挙げられる。

業界の繊維工業試験場への要望も、これらの継続を求めている。なかでも依頼試験の成績書（日本工業規格（JIS）に準拠した試験方法で実施した結果を依頼者に報告するもの）は品質証明として流通段階に必須のものと位置付けられ、現時点では、他で対応できる機関のない状況下にある。このような産地を取り巻く状況の中で、繊維工業試験場の経済効果については技術支援、特に依頼試験・依頼加工により、産地出荷額から勘案すると約45億円の製品出荷に寄与していると推測されている。

この依頼試験を単なる試験のための試験としてではなく、品質の向上、高付加価値化及び新製品開発のための基礎・性能試験として捉え、部門別の対応ではなく、総合的に取り組み、技術相談・指導とともに技術支援の重要部門と認識して積極的に対応する。

また、こうした業務から積極的に業界ニーズや研究シーズを汲み取り、技術支援のみならず開発支援の研究も行っていくことが必要である。

情報力の強化

未来産業としての繊維産業にとって情報力の強化は極めて重要である。また業界自体の情報ネットワーク化も推進しなければならない。

人材育成

繊維業界において生き残りを図るためには、まず、繊維に携わる後継者の養成が求められている。その上で、製品の高付加価値化、新用途開発、新製品開発が強く望まれる。

そのためにはソフト・ハードともに技術革新・改良の必要性が高まっており、これらを担う人材の育成が急務である。このことは中小企業における新しいニーズを生み出す製品開発の中核となる人材を育成することであり、産地の活性化の一つの手段である。

また、繊維研究（繊維産業）は技術（デザインを含む）を最終製品の物作りまで行い完結させることができ、個人の能力を製品化に結びつけることのできる数少ない工業部門である。そのためにもこのような部門を支援する公設試験研究機関としては、今後継続的に繊維産業に携わる人材を育成する事が必要である。

研究員が意欲を持てる職場環境の構築

大学等における繊維関係学部、学科が少なくなっている現在では、当試験場職員も繊維以外を専攻した職員が多くを占めてきている。繊維に特化した研究施設とはいえ、さまざまな学科を専攻した職員が配属されることにより、広い視野に立って研究・技術支援業務に携わることができる。さらに従来企業等における実務経験者や平成 17 年度はじめて任期付研究員の採用試験を実施するなど、より即戦力としての人材確保に努めているところであるが、職員自ら研鑽を重ねることにより、他県にない繊維に特化した専門機関の研究員というプライドを持つことも必要である。技術者養成機関が少なくなっている現在、産地繊維産業における中核的役割を果たす技術者の育成は必然的に試験場が行わなくてはならず、

- ・ 学会、研修会、セミナーへの参加
- ・ 大学院社会人特別選抜入学制度の活用
- ・ 他機関との連携・共同研究の推進
- ・ 機関内研修の推進（大学等との連携による）

等に積極的に取り組み、職員の資質向上に努めるとともに、研究・支援機関として十分その機能が発揮しやすい体制づくりに努めるものである。

地方独立行政法人化

独立行政法人化については、行政改革大綱（平成 17 年度～平成 19 年度）に、地方独立行政法人制度の活用について「大学・試験研究機関等について実施計画期間内に制度導入を積極的に検討。」と盛り込まれたところであり、他県の状況も踏まえながら、公設試験研究機関の有用性、経済性及び将来性の観点から、公設試験研究機関統廃合、公益化、独立行政法人化などについての全庁的な検討を踏まえ、主務課である

工業振興課や群馬産業技術センターと連携する中で検討していきたい。

(問題点)

繊維工業試験場から得られた回答だが、今後のあり方と研究方向について、各々のを射ているものと思う。

ただ、今回の包括外部監査の過程を通じて、以下の問題点があると思われた。

(1) 効率的運営追求の必要性について

有益な研究を行うため、限られた研究資源を如何に効率的に運営し、県民の負託に応えていくかという視点が求められるように感じられた。

(2) 施設・設備の老朽化問題について

施設・設備の老朽化は著しく、このまま継続していくのは非効率であり、近い将来大幅な設備投資が必要であると思われる。現在、大規模改修は予算的に困難であり、最低限の応急的な修繕を実施している。

平成 17 年 3 月 31 日現在の施設・設備の状況は以下のとおりである。

区 分	取得価額	耐用年数経過済		割 合 /	備 考
		数量	取得価額		
建物	492,921 千円	5 件	8,455 千円	1.7%	(注)1
工作物	14,780 千円	1 件	10,971 千円	74.2%	
重要物品	587,476 千円	103 件	474,625 千円	80.7%	(注)2
合 計	1,095,177 千円	109 件	494,051 千円	45.1%	

(注) 1 主な建物は管理棟 183,280 千円、研究棟 278,689 千円であり、鉄筋コンクリート造のため耐用年数は 50 年とされ、築後 29 年経過したものであるが、実際には老朽化が著しく、要修理箇所も散見される。

2 試験研究用機器の老朽化は著しく、部屋全体が陳腐化して使っていないものがあった。

(3) 県内繊維産業の衰退と繊維工業試験場の存在意義の見直しについて

県内繊維産業の衰退は著しく、産業自体が大きく変わってきている。以下は、繊維工業試験場で提示された産業統計資料(工業統計調査結果)である。なお、1981 年以降のデータは従業員数 4 人以上の事業所を対象としている。

県内製造品出荷額等

(単位：億円)

年	県計	繊維工業	割合(%)	年	県計	繊維工業	割合(%)
1948 年(昭 23)	119	43	36.13	1978 年(昭 53)	29,073	2,019	6.94
1953 年(昭 28)	636	257	40.40	1983 年(昭 58)	49,748	2,196	4.41
1958 年(昭 33)	999	284	28.42	1988 年(昭 63)	68,155	2,123	3.11
1963 年(昭 38)	3,018	639	21.18	1993 年(平 5)	81,292	1,980	2.43
1968 年(昭 43)	7,262	1,040	14.32	1998 年(平 10)	80,850	1,450	1.79
1973 年(昭 48)	16,976	1,794	10.56	2003 年(平 15)	72,855	890	1.22

県内事業所数の推移

年	県計	繊維工業	割合(%)	年	県計	繊維工業	割合(%)
1948年(昭23)	4,172	1,629	39.04	1978年(昭53)	17,260	4,835	28.01
1953年(昭28)	8,931	4,839	54.18	1983年(昭58)	9,816	1,795	18.28
1958年(昭33)	10,595	5,626	53.10	1988年(昭63)	10,218	1,686	16.50
1963年(昭38)	13,547	6,349	46.86	1993年(平5)	9,553	1,430	14.96
1968年(昭43)	14,687	5,940	40.44	1998年(平10)	8,753	1,094	12.49
1973年(昭48)	16,397	5,058	30.84	2003年(平15)	7,251	727	10.02

県内産業別従業者数の推移

(単位：人)

年	県計	繊維工業	割合(%)	年	県計	繊維工業	割合(%)
1948年(昭23)	69,144	27,346	39.54	1978年(昭53)	225,554	31,458	13.94
1953年(昭28)	84,532	40,284	47.65	1983年(昭58)	234,996	21,615	9.19
1958年(昭33)	107,370	44,545	41.48	1988年(昭63)	259,993	20,430	7.85
1963年(昭38)	178,652	53,351	29.86	1993年(平5)	258,086	16,914	6.55
1968年(昭43)	208,961	47,858	22.90	1998年(平10)	244,727	12,411	5.07
1973年(昭48)	238,985	39,540	16.54	2003年(平15)	215,189	7,986	3.71

このように、かつて繊維産業は県内でも重要な位置を占めていたが、現在では衰退の一途をたどり、平成15年においては、製造品出荷額890億円(県内割合1.22%)、事業所数727(県内割合10.02%)、従事者数7,986人(県内割合3.71%)といずれも過去最低の水準となっている。

繊維工業試験場は、明治38年に染織業の改善発展を図るため、伊勢崎市に群馬県工業試験場を開設したのがその始まりであり、以来、研究開発、技術支援(依頼試験・技術相談等)、情報提供、人材育成等を通じて隆盛を極めた群馬県の繊維産業を県行政として側面から支援してきた。

しかし、上記のような県内繊維産業の状況を踏まえて県立の試験研究機関としての繊維工業試験場の存在意義を考える時期に来ているのではないかとと思われる。

(改善策)

(1) 効率的運営追求の必要性

研究資源は限られたものであり、また、厳しい経済事情及び県の財政状態を考慮すれば今後ますます削減されることが予想される。そのような状況の中で繊維工業試験場の今後の運営はどうあるべきかという点についてはこれまで述べてきたことであるが、これを整理すると次のとおりである。

効率性の追求について

限られた研究資源を効率的に運用することが絶対的に求められる。そのためには、費用対効果を尺度として考えられるあらゆる手段に用いることが必要である。次の点につき留意されたい。

ア 中長期計画による戦略的な運営を目指す。

- イ 競争的資金の獲得等による外部資金の導入によって研究の活性化を図る。
- ウ 評議会（試験研究機関運営の諮問会）を設置し、運営管理に有識者や民間出身者の参加及び活用を図ることによって視野の拡大、効率的な運営の追求、幅広い県民の意見の採用を目指す。
- エ 人事の活性化・流動化による研究業務の活性化を図る。
- オ 研究職員の育成のための方策を検討する。
- カ 業務の効率化を図る。業務の見直しによって、臨時・嘱託職員の活用、抜本的に業務の効率化に取り組む必要がある。
- キ 研究計画の策定及び進捗管理を適切に行い、試験研究作業の効率性の向上を図る。
また、依頼試験や受託研究についても、案件ごとに要する工数の実績集計を行い、研究計画や実態分析を科学的に行う。工数集計についてはデータベース化を図り、更なる活用をすることが望まれる。
- ク 光熱水費の削減についても更なる努力が求められる。

行政としての公正性、公平性の確保

繊維工業試験場は県の試験研究機関であり、県行政組織として公正性、公平性を確保するとともに県民の負託に応えるため、説明責任を充実していくことが必要となる。これまで以上に、県民に対するサービス提供の質、内容等の状況、財務の状況、効率化の努力等が説明されなければならない。その観点から以下につき検討されたい。

- ア 研究課題の選定から研究成果の評価に至るまでの一連のプロセスにつき、見直しをして公正性、公平性に欠ける点がないかチェックすることが必要である。特に繊維工業試験場の場合、研究課題の必要性、有効性等に関する評価プロセスを確立する必要がある。また、その内容をインターネット等により公表する必要がある。
- イ 行政コスト計算書の作成及び活用を図り、県民にとっての研究資源がどのように使われているかを明確に開示する必要がある。
- ウ 研究課題ごとの行政コスト計算も重要な要素である。各研究課題にどれだけの研究資源を投入し、どのような成果が得られたかを開示することによっていわゆる「費用対効果」の説明責任を果たすことになる。

研究成果の普及について

研究成果の迅速な普及は、今後取り組むべき重要課題であると思われるのでその方法について検討されたい。

研究成果の追跡調査

研究成果に関しては、県の経済にどれだけ貢献したかを追跡調査の上、何らかの形で金額評価し、公表することが有益であると思われるので検討されたい。

他の研究機関との連携強化について

貴重な研究資源を最大限に活かす観点から、研究の重複を避け、県立 8 試験研究機関で連携できるものを積極的に模索して効率化を図ることが求められる。

(3) 施設・設備の老朽化対策について

将来の大規模改修または改築等及び設備投資の計画の策定については、早急に行う必要があると思われるが、繊維工業試験場の今後のあり方及び県の試験研究機関としての位置付けをどのようにするのかを十分検討したうえで策定する必要がある。

さらに、投資計画の具体化には県民に対するアカウンタビリティを果たすために建設費等の初期投資や改修費用なども含め、県民の負担がいくらになるかを明らかにする必要がある。いずれにしても現在の状況のまま継続することは、非効率であり、何らかの対策が必要であると思われる。

(4) 県内繊維産業の衰退と繊維工業試験場の存在意義の見直しについて

県内繊維産業の衰退については前述したとおりであるが、繊維工業試験場については、現状において今後試験研究機関として存続させて研究を続ける必要があるのかどうかの判断が必要であると思われる。すなわち、過去の延長線上で捉えるのではなく一度すべて白紙の状態に戻し、その上で繊維工業試験場が過去に果たしてきた成果、現在の受益者のニーズを考慮し、存在意義を見直していく必要があると思われる。

存在意義を見直すにあたっては、以下の点を考慮する必要がある。

県内繊維産業及び事業者の状況の把握

県内繊維産業及び事業者の状況がどうなっているかを十分調査し、県内の事業者等直接の受益者や県民が繊維工業試験場に何を求めているのか、すなわちそのニーズを正確に把握しなければならない。

そのうえで、県立試験研究機関が公費を投入してでも支援しなければならない行政上の必要性は何かを明確にしておく必要がある。

県内繊維産業及び事業者等直接の受益者に対する貢献度を明確にすること

試験研究の成果、技術支援（依頼試験・技術相談等）、情報提供、人材育成等の繊維工業試験場の業務が受益者にどれだけの利益を与えているかを明確にする必要がある。その場合なるべく具体的な数値で算出することが望ましい。

繊維工業試験場では、概要の部で記載したように、実用化できる研究成果数をはじめとして最近の主な研究成果を示す資料を作成して県民に開示しているが、試験研究、技術相談等により、当該企業にどのような支援がなされ、その結果当該企業の業績、あるいは県民の雇用にどのような成果が上がったかについての具体的な資料は作成していないが明確にしておく必要がある。

他機関との統合について

県内繊維産業衰退によって、関係事業所及び従事者への県の支援に係る行政コストは相対的に多額になっており、県行政の公平性を考慮した時、検討しなければならない問題であると思う。

その場合、他機関との統合も選択肢の一つとして考慮すべきであろう。統合による管理部門の人件費削減等により管理コストを削減し、効率的な運営を行い、また、試験研究機関の規模を繊維産業の規模に合わせて削減すれば、現状のニーズに合わ

せた支援体制の構築は可能であると思われる。

具体的には繊維工業試験場と群馬産業技術センターは、工業振興課を主務課とする公設試験研究機関であり、研究課題は異なるものの、県内の工業振興のための技術指導、技術支援を行っている。したがってその設置目的、実施事業についても共通のものが相当あり、検討する価値はあると思われる。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 43 頁)

